

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 神崎茂治
(コード番号5943 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 加部利明
(TEL . 078 - 391 - 3361)

内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 362 条第 4 項第 6 号ならびに同法施行規則第 100 条第 1 項および同法施行規則第 100 条第 3 項に基づき、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。

また、全社コンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員(OC0)を選任し、コンプライアンス経営を推進する。

さらに、総務部コンプライアンスグループが当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。

その他、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、当社委員会・会議等の各議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書(電磁的記録を含む)により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

当社は、「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者である管理本部長を中心として、全社のリスク管理体制構築の活動を推進する。

また、「CSR会議」および「コンプライアンス・リスク会議」等において、当社の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

当社は、「職務権限規程」を制定し、取締役の職務の効率性確保、決裁の合理性・妥当性の確保等を踏まえ、各取締役および下位職者の決裁事項・合議部門・必要書類等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては権限委譲された下位職者がその責任において決裁する。

当期より執行役員制度を導入して業務執行体制を明確化し、あわせて取締役の員数を削減することにより、取締

役員における意思決定の迅速化を図る。

**5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)**

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定し、その遵守を図る。

また、全社コンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員(COO)を選任し、コンプライアンス経営を推進するとともに、総務部コンプライアンスグループが当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。

さらに、法令・定款等の遵守状況は、監査室による内部監査によってモニタリングされ、監査結果を取締役および監査役に報告する。

その他、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。

**6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)**

当社グループ各社は、それぞれ企業倫理担当役員(COO)を選任し、各社の役員および従業員に対して「ノーリツグループ行動基準」に基づく教育、指示等を行い、コンプライアンス経営の推進に努める。

当社総務部コンプライアンスグループおよび監査室は、当社グループ各社のコンプライアンス推進活動、監査等について各社の企業倫理担当役員と定期的な意見交換を行い、当社グループ全体の業務の適正確保に努める。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号及び同第2号)**

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の業務を補佐する期間・必要人数を確認し、適任者を選定して、監査役会の承認の上で当該使用人を任命する。

監査役職務補助者は、業務執行にかかる役職を兼務しないこととし、補助期間内における監査役職務補助者への指示・命令・評価は監査役会が行う。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)**

各監査役は、取締役会への出席はもちろん、その他の会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査役に報告する。監査役は必要に応じ、いつでも、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)**

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査室とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

以上